

補助金一覧表

1 支障物件の除去（寄付の場合）

補助対象	補助金の額
工作物の「移設」及び立木の「移植」	市が算定した額
移植が困難な立木の「伐採」	市が算定した額
水道管、ガス管、排水管等の「移設」	市が算定した額
移設が困難な工作物の「撤去・新設」または「撤去」	市が算定した額
擁壁の「撤去・新設」	市が算定した額

※事業の締結前に支障物件を除去した場合は、補助の対象外になります。

※実費額ではありませんので、ご注意ください。

※工作物と擁壁には限度額があります。

（1）工作物の新設に対する助成額の合計は、200万円を限度とします。

（2）擁壁の撤去・新設に対する助成額の合計は、200万円を限度とします。

※工作物の新設又は擁壁の新設の助成を受けるときは、緑化に努めてください。

※工作物や擁壁について新設しない場合や、新設による敷地後退が不十分であるが、更に後退することが困難な場合には、撤去に対する助成のみとなります。

2 隅切り用地や後退義務がない土地を寄付する場合

奨励金の額	寄付面積 1 m ² につき	40,000円
-------	---------------------------	---------

※後退義務がない土地かどうかについては、担当者にご確認ください。

3 後退用地の道路整備（自主管理の場合）

補助対象	補助金の額
後退用地の道路舗装（整備工事）	市が算定した額

※事業の締結前に整備工事をした場合は、補助の対象外になります。

※実費額ではありませんので、ご注意ください。

※整備工事に伴い、舗装厚などの指定があります。詳しくは窓口でご確認ください。